社会福祉法人日輪福祉会 理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日輪福祉会(以下、「当法人」という。) 定款第8条及び第22条の規程に基づき、理事・監事及び評議員(以下、「役員等」という。) の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給するものとする。
 - (1) 常勤の理事……報酬等
 - (2) 非常勤の理事及び監事……報酬
 - (3) 評議員……報酬

(報酬等の額の算定方法)

- 第3条 常勤の理事に対する報酬等は、当法人職員を兼務し、職員給与を支給されているため、本 規程に基づく報酬等は支給しない。
 - 2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会または評議員会への出席1回につき5 千円を、各年度の総額が50万円を超えない範囲で支給する。
 - 3 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席1回につき5千円を、当法人定款第8条に 定める範囲で支給する。
 - 4 理事会または評議員会で飲食を提供する場合は、当法人がこれを負担する。
 - 5 役員等が職務のため出張を命ぜられた場合は、役員等旅費規程に準じて旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 役員等に対する報酬等は、それぞれ理事会または評議員会に出席した都度、支給する。
 - 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得ておこなう。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成30年6月28日から施行する。